

ブルネイ日本人会

会則

2010年12月改訂版

目 次

第 1条	名称
第 2条	事務所の位置
第 3条	目的
第 4条	事業及び活動
第 5条	会員
第 6条	正会員
第 7条	会友
第 8条	法人会員
第 9条	名誉会員
第10条	正会員の家族
第11条	入会
第12条	退会及び除名
第13条	入会金及び会費
第14条	ゲスト
第15条	毎夜会長及び顧問
第16条	総会
第17条	理事会
第18条	理事会の議決・招集
第19条	理事会の権限
第20条	監査役
第21条	会計
第22条	日本人会役員の選挙手続
第23条	会の財産
第24条	寄付及び寄付金
第25条	会則の改正
第26条	禁止事項
第27条	解散
第28条	保証
第29条	ブルネイ法による登録

日本人会会則

第1条（名称）

本会は「ブルネイ日本人会」と称する。

以下、「本会」と略す。

英文名称は、The Japanese Association Brunei Darussalamと称する。

第2条（事務所の位置）

本会の事務所はブルネイ国内に置き、その住所は理事会が決定する。

第3条（目的）

本会は次の各号を目的とする。

- (a) 会員相互の親睦を深め、協力関係の構築を推進する。
- (b) 日本とブルネイ相互の理解と利益に貢献する。

第4条（事業及び活動）

上記の目的を達成するため、次の事業及び行為を行うことができる。

- (a) 会員の子弟、又は特定の非会員の教育、訓練のための施設を設立し、これを運営、管理する。
- (b) 会員およびそのゲストの利用に供するため、社交及び娯楽のための施設を提供し、これを管理、運営し、維持できるものとする。
- (c) その他、理事会が必要と認めた事業及び行為を行う。

第5条（会員）

本会は次の種類の会員で構成するものとする。

- (a) 正会員
- (b) 会友
- (c) 法人会員
- (d) 名誉会員

第6条（正会員）

- (1) 正会員はブルネイに居住し、外国籍を除く全ての成人の会員をもって構成するものとする。
- (2) 正会員は次の権利を有するものとする。
 - (a) 総会の招集通知を受け取る権利。
 - (b) 総会で議案を発議する権利。
 - (c) 総会で投票する権利。
 - (d) 本会が提供し、又は管理する施設を利用する権利。
 - (e) 理事若しくは監査役に立候補する権利。

第7条（会友）

- (1) 会友は次のものをもって構成するものとする。
 - (a) ブルネイに居住し、又は主たる事業所、若しくは職業を有する人であつて、正会員の有資格者以外の人。
 - (b) ブルネイに設立、登録、若しくは設置された現地法人又は、現地合弁企業であつて、法人会員の有資格者以外の法人又は企業。
- (2) 会友は正会員と同等の特典を享受できるものとし、本会則に従わなければならぬ。但し、
 - (a) 第6条(2)項(a)(b)(c)(e)の権利は有しないものとし、第6条(2)項(d)の権利を有するものとする。
 - (b) 本会の財産および施設の所有権を有しないものとする。
 - (c) 本会の負債の責を負わない。

第8条（法人会員）

- (1) 法人会員は、ブルネイに設立、登録、若しくは設置された日本法人又は、日系合弁企業をもって構成するものとする。
- (2) 理事会は、法人会員の権利、特典及び義務を、その都度決定するものとする。

第9条（名誉会員）

- (1) 理事会は理事会が適當と考える人を名誉会員として招聘することができる。
- (2) 名誉会員は入会金並びに会費を支払う必要はなく、会友と同等の特典を享受できるものとする。

第10条（正会員の家族）

入会金及びしかるべき会費の支払いが実行されている限り、その正会員の家族は第6条(2)項(d)の権利を有するものとする。

第11条（入会）

- (1) 入会を希望する者は、必要事項を記入した所定の申込書を推薦者の署名を添え、本会事務局に提出するものとする。推薦者は正会員であることを要する。入会審査は申し込み受け後の最初の理事会において、無記名投票により行わなければならない。
- (2) 無記名投票において、2票の反対票があった場合は理事会は入会申込者の入会を許可してはならない。不許可通知は一切の理由も説明も付さず推薦者に対して行われるものとする。
- (3) 不許可とされた場合でも6ヶ月経過の後は、1回に限り再申請できるものとする。
- (4) 事務局は入会を許可された者の氏名を会員名簿に登録し、本人に通知しなければならない。この通知に基づき、その本人は入会金を支払わなければならない。

第12条（退会及び除名）

- (1) 会員は事前に所定の退会届を事務局に届け出れば、隨時退会できるものとするが、退会時に未払いの会費又は他の債務がある場合は引き続きその支払いの責を負わなければならない。
- (2) 会員が次の各号の1に該当する場合は、理事会はその実態を調査し、本人に通告した上で退会勧告を決定し、本人に通知するものとし、本人は勧告を受けた日から14日以内に退会届を提出し退会しなければならない。

- a. 本会則又は付則に違反した場合。
- b. 本会の内外におけるその会員の行為が、本会の性格若しくは利益を損なう、或いは会員の社会的地位を損なうと判断した場合。
- c. 重大かつ凶惡な犯罪を犯した場合

(3) 本条（2）項の勧告を受けた会員がその決定に不服がある場合は、勧告を受けた日から 30 日以内に正会員の 20% 以上の連署のある陳情書を理事会に提出することにより、復権のための総会を要求することが出来る。
理事会はこの陳情書に基づいて速やかに臨時総会を招集しなければならない。
この臨時総会においては投票数の 3/4 の賛成投票により、退会勧告の決定が取り消されるものとし、当該会員の復権が認められるものとする。
賛成投票が 3/4 に達しない場合は、本条（2）項の決定が確定し当該会員は退会届を提出するものとするが、当該総会の日から 14 日以内に提出されない場合は、理事会は当該会員を本会から除名する。

(4) 本条（2）項の勧告を受けた会員が、同（2）に基づく退会届を提出せず、かつ、本条（3）項の陳情書を提出しない場合は、理事会は当該会員を本会から除名する。

第13条（入会金及び会費）

(1) 全ての種類の会員の入会金及び月例会費は総会において決定されなければならない。

(2) 会員は事務局の請求に基づき、月例会費を 3 ヶ月分、請求の日から 14 日以内に前払いしなければならない。
一旦納入された月例会費は返却されないものとする。

第14条（ゲスト）

(1) 会員は理事会の事前承認のもとに隨時本会にゲストを紹介することができる。
但し、時間的余裕のない場合は、事務局長の判断にて理事会の事前承認に代えることができる。事務局長は次回の理事会に右を報告することとする。なお、ゲストの国籍は問はない。

(2) ゲストを紹介した会員は本会施設於いて、そのゲストに同伴しなければならぬ

い。

- (3) ゲストの紹介者は本会におけるゲストのすべての費用、債務及び行為に責任を負わなければならない。
- (4) 会員は如何なる時といえども、理事会により除名された人、若しくは理事会の勧告により退会した人をゲストとして紹介してはならない。
- (5) 理事会は理由を明示することなしにゲストに対して本条（1）項によって与えられた承認を取り消すことができる。
- (6) 本会が主催する各種行事にゲストが参加する場合、ゲストの参加費用は実費相当額とする。

第15条（名誉会長及び名誉顧問）

- (1) 本会には名誉会長を置くことができるものとする。
- (2) なお、名誉顧問を置くことを妨げない。名誉顧問は本会会長経験者より理事会の承認のもとに任命される。
- (3) 名誉会長及び名誉顧問とも本会会則に定められた会費は納入するものとする。

第16条（総会）

- (1) 本会の年次総会は原則毎年1・2月に開催するものとし、理事会は次の目的のために開催日時及び場所を決定しなければならない。
 - (a) 当会計年度に關わる年次報告を受け、仮決算報告を承認すること。尚、翌年度の年次総会で最終決算報告を受け、これを承認する。
 - (b) 次期会計年度の仮予算の提出を受け、承認すること。
 - (c) 次期理事の選出
 - (d) 次期監査役の選出
 - (e) その他事項の処理
- (2) 理事会は正会員に対し、年次総会の開催及び議案を遅くとも、その開催日の14日前までに通知しなければならない。
但し、本条（1）項（e）に基づく通知を受取った場合は理事会は直ちにそ

の写しを全正会員に送付しなければならない。

- (3) 理事会は臨時総会を召集することが出来る。又、20%以上の正会員からその開催を書面で要求された場合、理事会は、その臨時総会開催要求書の受領から7日以内に召集通知を出さなければならない。

尚、上記の臨時総会開催要求書に討議されるべき議案が明記されなければならない。理事会は臨時総会の開催通知をその開催日の14日前に出さなければならない。

但し、緊急の事態が発生し、理事会が必要と認めた場合には、理事会は即時臨時総会を開催することができる。

- (4) 総会の定足数は正会員の1/3以上とする。但し、総会予定期刻より30分経過して定足数に充たない場合は

- (a) その総会が会員の要求書に基づき招集されたものである場合は流会とする。
(b) その他の場合は、その総会は理事会が別途決定する日時及び場所に延期するものとし、又、延期された総会においても予定期刻より30分経過して定足数に充たない場合は出席正会員の数をもって定足数を充たしたものとみなすことができるものとするが、かかる総会は本会則を削除、修正若しくは追加する権限を有しないものとする。

- (5) 会長欠席の場合は副会長は、すべての総会において議長を勤めるものとする。万一会長及び副会長の双方がその総会予定期刻を15分経過して議長の席につかない場合は、出席正会員はその場で理事の中から当該総会の議長を指名するものとする。

- (6) 投票権を有する会員は代理人によりその投票権を行使することができるものとする。又、正会員による委任状は定足数に加えることができるものとする。代理人は正会員でなければならない。すべての委任状は総会の開始前に議長に提出されなければならない。

- (7) 本会則に別段の規定のある場合を除き、総会で決定されるべき議案はその総会で投票権を有する会員の過半数の賛成があれば有効に決議されたものとする。

その総会の議長は決定投票権又は動議支持権を有するものとする。投票は3名以上の正会員から無記名投票によることが要求されない限り挙手によって行うものとする。

- (8) 故意によらない過失により総会の召集通知が会員に届かない場合にも総会の議事手続きを無効とはしないものとする。

第17条（理事会）

- (1) 本会は理事会によって運営されるものとする。理事会は正会員より選出された5名以上、15名以下の理事で構成されるものとし、任期は総会の選挙により次期理事が選出されるまでの期間とする。
- (2) 理事会は理事及び監査役に隅々欠員が報じた場合には総会によらず正会員の中から理事を補充することができる。
- (3) 退任理事の再選を妨げない。
- (4) 理事会は理事の中から本会の会長、副会長、並びに事務局長を選任しなければならない。
- (5) 理事の選挙は本会則並びに本会付則に従うものとする。
- (6) 理事はその所属する企業または組織のほかの正会員を本人の代理理事として理事会に出席せしめ、本人に代わり理事会での権利義務を履行せしめる事が出来るものとする。
ただし、その場合には理事はその旨事前に事務局長に通知し、事務局長は代理理事が出席予定者の過半数を超えない範囲でその申し出を受けるものとする。

18条（理事会の議決 招集）

- (1) 理事会の定足数は理事の過半数とする。理事会が定足数に満たない場合は、その翌日以降に延期されるものとする。延期された理事会は定足数に満たない場合でも成立する。
- (2) 理事会は適切な議事手続きを定め、又、第19条(2)項但し書きに規定する場合を除きいかなる議案でも議決権を有する出席理事の過半数をもって決

定する。

- (3) 会長欠席の場合は副会長は、理事会の議長を務めなければならない。会長及び副会長が欠席した場合の議長は出席理事の中から選出しなければならない
- (4) 議長はいかなる理事会においても決定投票権又は、動議支持権を有するものとする。
- (5) 理事会は会長、会長不在の場合は副会長、又は過半数の理事の要求に基づき召集されるものとする。

理事会の招集通知は遅くとも当該理事会の7日前に書面によって行わなければならない。但し、その時点でブルネイに所在する全理事の賛成があった場合は招集通知期間を短縮し、若しくは招集通知を省略することができるものとする。

- (6) 第19条(2)項但し書きに規定する場合を除き、その時点でブルネイに所在する理事の過半数が書面に合意し署名した場合、書面による決議は理事会を招集し議決したと同様に有効となる。

第19条（理事会の権限）

理事会が本会の運営のためその機能遂行に必要かつ適切と認められる権限は次の通り。

- (1) 総会に関する事項
 - (a) 総会の日時、場所及び議案を決定すること。
 - (b) 総会における理事選挙のため、次期理事の定数を決定すること。
 - (c) 臨時総会を招集すること。
 - (d) 総会における会員の審議に付すため、本会会則の削除、修正、又は追加に関する議案を総会に提出すること。
 - (e) 総会における会員の審議に付すため、本会の管財人の指名または解任に関する議案を提出すること。
 - (f) 総会における会員の審議に付すため、第16条(1)項に基づき、必要な資料を準備し提出すること。
 - (g) 総会で採択された決議事項を実行並びに遂行すること。
- (2) 本会運営に関する事項

- (a) 必要に応じ委員会を設置し、その委員会に適宜任務と権限を委譲すること。
- (b) 本会の従業員を雇用、管理、解雇すること。
- (c) 当会計年度の活動計画を決定し、それに基づき予算を決定すること。
但しかかる決定は速やかに会員に通知されるものとする。
- (d) 決定された予算に基づき、本会の資金の支払指示、監督をすること。
- (e) 本会の諸付則の新設、削除、修正、又は追加につき審議すること。
- (f) 本会則の解釈に関する疑義を解明すること。若しくは本会則で規定されない事項を決定すること。
但しかかる決定は速やかに会員に通知されるものとし、その決定は総会における会員の決議により変更若しくは取消されない限り最終のものとする。
- (g) 本会運営のための管理手続きを取り決めること。

(3) (本会の財産に関する事項)

- (a) 総会における会員の事前承認に基づき、本会に代り動産であろうと不動産であるとを問わず、適切若しくは必要と考える資産を適切な条件により、購入、賃貸、交換若しくは取得すること。
- (b) 総会における会員の事前承認に基づき、動産であろうと不動産であるとを問わず、本会が所有する施設の全部もしくは一部を適切な条件により、売却、賃貸、交換若しくは取引に供すること。
- (c) 本会資産の分配について協議すること。

(4) 本会則の如何なる規則にも拘らず、理事会は緊急・非常の事態に際しては、措置若会員に対する事前の照会若しくは、総会での会員による事前の承認なしに然るべきしくは行動をとる権限を有する。

この場合には必ず全理事の3／4以上の賛成投票により、承認されたものでなければならず、その決定は速やかに会員に通知されるものとする。

第20条（監査役）

- (1) 每年年次総会において本会の監査役2名が正会員の中から選任されるものとし、監査役の任期は次期監査役が選任されるまでとする。
- (2) 監査役は理事を兼任してはならない。

- (3) 監査役の再選は認められない。
- (4) 監査役は本会の会計を監査し年次総会に報告書を提出しなければならない。
- (5) 監査役はその任期中に会長の要請があった場合は、如何なる期間のものであっても本会の会計を監査し、その報告書を理事会に提出しなければならない。

第21条（会計）

- (1) 本会の会計年度は毎年1月1日に始まり12月31日に終わるものとする。
- (2) 理事会は当該会計年度の会計報告書を準備し、仮決算書を年次総会に提出しなければならない。当該年度の決算書は次期年次総会で最終承認のため提出されなければならない。

第22条（日本人会役員の選挙手続）

- (1) 選挙管理委員会の設置
 - (a) 次期理事及び監査役の選挙を指揮、管理するものとして選挙管理委員会が総会の日の30日前までに設置されなければならない。（*注2）
 - (b) 選挙管理委員会は理事会より任命されるものとし、本会事務局長、監査役1名及び理事以外の正会員2名をもって構成されるものとする。
- (2) 立候補者の届け出及び公告/通知
 - (a) 次期理事及び監査役の選出は、立候補者に対する年次総会での選挙に基づいて行われるものとし、その立候補者の届け出は年次総会の日の14日前までに選挙管理委員会に対して行われなければならない。
 - (b) 選挙管理委員会は年次総会の7日前までに正会員全員に対して全ての次期理事及び監査役の立候補者名を通知しなければならない。
- (3) 役員の選挙

次期理事及び監査役の選挙は、第16条の規定並びに別途定める付則に従つて、当該年次総会若しくは緊急の場合にはその目的の為に招集された臨時総会において行われるものとする。

但し、第16条(6)の規定に拘らず、無記名投票により行はなければならぬ。

*注2 選挙に関する留意事項について

選挙管理委員会は一括投票か個別投票にするか事前に決定する。投票用紙の形式についても決定する。決選投票になる場合は下記の場合

一括投票の場合に候補者が定員を上回るとき
信任投票の場合に複数の候補者が同数の信任を得た場合

役員の定員数は理事会で決定しておくものとする。

第23条（会の財産）

- (1) 総会は必要に応じ、その都度決定する報酬及び条件に基づき、一人又は複数の管財人若しくは信託会社を指名する権限を有するものとする。その場合、本会に帰属する全ての不動産は管財人の名において信託され管理されなければならない。
- (2) 管財人は理事会の指示するところに従い本会の財産を取り扱わなければならぬ。
- (3) 管財人は本会の財産の信託行為に係わる一切の正当なる債務、費用、支出、支払について本会より保証される。

第24条（寄付及び寄付金）

本会が行う、若しくは受領する寄付及び寄付金については、理事会の決定に従って行うものとする。

第25条（会則の改定）

本会則の削除、修正、又は追加は総会における過半数の賛成投票により行う。

第26条（禁止事項）

- (1) 本会はブルネイの法律で制限されている活動をしてはならない。
- (2) 本会は一切の政治活動を行ってはならず、本会の資産乃至施設をかかる目的のために使用させてはならない。
- (3) 本会の資金は法廷で有罪の判決をうけた会員の罰金の支払いに使われてはならない。
- (4) 関係当局により許可された場合を除き、如何なる様式の、形式であれ、又、それが本会の会員・非会員たるとを問わず、日本人会の名、又は、事務当局・理事又は会員の名による一切の賭博行為及びそのための諸施設の導入は禁止する。
又、麻薬の為の設備、好ましからざる人物の紹介は禁止する。

27条（解散）

- (1) 本会は解散の目的の為に招集された総会においてブルネイ在住正会員の3／5以上の同意を得なければ解散してはならない。
- (2) 本会の解散の場合は、本会の一切の債務は完全に弁済されなければならない。又、もし、残余の資産がある場合は総会の決議に基づき理事会が決定する方法で処理されるものとする。
- (3) 本会の解散の通知はブルネイ法（結社法）に基づきブルネイ当局に提出されるものとする。

28条（保証）

本会則、理事若しくは総会決議により委任された権限の範囲内で行動する限り、本会の会員若しくは従業員の行動は本会によって保証されるものとし、理事会は、本会会員又は従業員により契約上或いは活動上生じた一切の費用、損失並びに支出を本会の資金から支払わねばならない。上記の保証より生じた本会の債務は会員間の一切の請求に対し優先するものとする。

第29条（ブルネイ法による登録）

本会の名称、住所、目的等関連事項は、ブルネイ法（結社法）に基づきブルネイ当局に登録するものとする。

添付1 ブルネイ日本人会 入会金及び月例会費明細

会員種別	入会金	月例会費
正会員(個人会員)	B\$ 30-	B\$ 20-
正会員(家族会員)	B\$ 30-	B\$ 35-
会友(個人会友)	B\$ 30-	B\$ 20-
会友(法人会友)	B\$ 100-	B\$ 100-
法人会員	B\$ 200-	B\$ 200-